

千葉県立保健医療大学駐車場利用規程

平成21年4月1日

規程 第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学幕張キャンパス及び仁戸名キャンパス内（以下「構内」という。）における駐車場の円滑な利用並びに構内環境の保持のため必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 構内駐車場を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 教職員
- (2) 一般外来者
- (3) 歯科診療室患者（幕張キャンパス）
- (4) 学長が特に認めた者

(駐車許可証の交付)

第3条 駐車場を利用しようとする教職員は、駐車許可証交付願（別記様式1）を企画運営課長に提出し、駐車許可証の交付を受けるものとする。

第4条 長期にわたり常時又は定期に入構する外来者についても前条と同様とする。

第5条 企画運営課長は、前2条の申請を受理したときは、駐車場の収容能力を勘案し駐車許可証（別記様式2）の交付を行う。

(駐車許可証の返納)

第6条 駐車許可証が不要となったときは、直ちに企画運営課長に返納しなければならない。

(駐車許可証の表示箇所)

第7条 構内において駐車する場合は、駐車許可証を運転席前面の位置に表示する。

(駐車位置の指定)

第8条 利用者は駐車許可証により指定された位置に駐車するものとする。

(駐車制限)

第9条 事務局長は、駐車場を利用しようとする者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、駐車を制限することができる。

- (1) 発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(違反車の措置)

第10条 企画運営課長は、この規程に違反した車輛については必要な措置をとるものとする。

(事故の処置等)

第11条 利用者が駐車場において施設又は器具をき損し、又は滅失したときは、直ち

にその旨を企画運営課長に届け出るとともに自己の責任において補修し、又は弁済しなければならない。

(管理責任)

第 12 条 駐車場内において生じた車輛等の事故、災害又は盗難について、大学は責任を負わないものとする。

附 則

この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

駐 車 許 可 証 交 付 願

年 月 日

千葉県立保健医療大学事務局長 様

所 属
氏 名

下記のとおり構内駐車場に駐車したいので、駐車許可証を交付されるようお願いしま
す。
なお、駐車場を利用する場合には、千葉県立保健医療大学駐車場利用規程を遵守するこ
とを誓約いたします。

記

キャンパス名 幕張キャンパス 仁戸名キャンパス 両キャンパス

車輛の種類・車名

型 式 ・ 色

車輛の登録番号

理 由

※許可年月日 年 月 日

※欄は記載しないこと。

年 月 日

千葉県立保健医療大学

駐 車 許 可 証

車 輦 の 種 類	車 名	型 式	色
車輦の登録番号			
氏 名			
キャンパス名及び 駐車位置 (番号)			

注 意 事 項

- 1 本許可証は構内駐車中は、運転席前面に表示すること。
- 2 本許可証は他人に貸したり譲ったりしないこと。